



「男女共同参画社会」って何だろう？



政治分野における 男女共同参画の推進に関する法律

(平成30年5月23日公布・施行)

男女の候補者数が
できる限り均等になることを
目指す法律

| | |
|------|---|
| 目的 | 政治分野における男女共同参画を効率的かつ積極的に推進し、男女が共同して参画する民主政治の発展に寄与すること |
| 基本原則 | <ul style="list-style-type: none"> ①衆議院、参議院および地方議会の議員の選挙において、男女の候補者数ができる限り均等となることを目指して行われること ②男女がその個性と能力を十分に発揮できること ③家庭生活との円滑かつ継続的両立が可能となること |
| 責務など | <ul style="list-style-type: none"> ①国・地方公共団体は、政党などの政治活動の自由および選挙の公正を確保しつつ、必要な施策を策定し、実施するよう努める（実態の調査・情報収集、啓発活動、環境整備、人材育成など） ②政党などは、所属する男女のそれぞれの公職の候補者の数について目標を定めるなど、自主的に取り組むよう努める |



なぜこのような法律が必要なのでしょう？

日本の現状は…

国民が男女半々であるにもかかわらず、議会の場に女性が少ない「過少代表」ともいえる状況であり、諸外国との格差が大きい

議会に女性が参画することでより暮らしやすい社会へ

- 女性の視点や母親としての声を議会に反映させることができる
[女性の健康問題や保育所の待機状況の透明化など]
- 女性には、女性の議員に対しての方が話しやすいことがある

政治分野での男女共同参画の推進が重要



世界の女性議員比率



| | |
|---------------|-------|
| 世界平均(下院または一院) | 23.8% |
| (上院) | 23.9% |
| 南北アメリカ | 28.9% |
| 欧州 | 27.6% |
| サブサハラ・アフリカ | 23.7% |
| アジア | 19.8% |
| アラブ諸国 | 18.0% |
| 大洋州 | 15.6% |

日本の女性議員比率

衆議院女性議員……………10.1%
参議院女性議員……………20.7%
都道府県議会女性議員…10.1%
市区町村議会女性議員…13.1%



●問い合わせ先 町民生活課 町民サービス室 ☎26-2244 (直通)